

佐野市立学校の教職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

～さのエデュケアプラン～

Sano Edu-Care Plan



こどもたちにとって
よりよい教育環境となるために

令和8年3月
佐野市教育委員会

目 次

1	計画の趣旨、現状	1
2	目 標	4
3	計画の期間	4
4	実施する業務量管理・健康確保措置の内容.....	5
5	関連する取組、今後のフォローアップについて.....	7
6	参考資料	8

～ さのエデュケアプラン ～ Sano Edu-Care Plan

「教育 (Education)」と「子どもたちと教職員のケア」を掛け合わせ、佐野市の頭文字を冠した名称。

子どもたちの教育環境が充実するとともに、教職員にとって、働きやすさと働きがいのある職場となるよう、関係者が協力・協働して学校の働き方改革を進めることを願って名付けました。

1 計画の趣旨、現状

(1) 計画の趣旨

社会状況が大きく変化し、将来の予測が困難な現在において、学校や学校職員が取り組まなければならない課題は山積し、多様化・複雑化している。

本市では、これまでも学校における働き方改革に取り組み、一定の成果を上げてきた。

国においても、令和7（2025）年6月に公立の義務教育諸学校の教育職員の給与等に関する特別措置法等（以下「給特法」という。）の改正を行い、すべての教育委員会に対して「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表等を義務付けた。

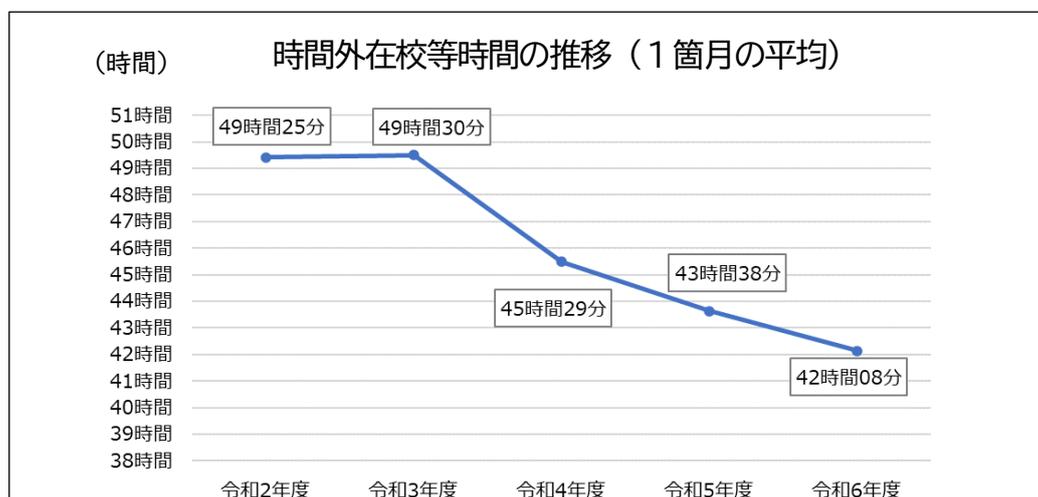
そこで、教職員の働きやすさと働きがい^{※1}を両立させ、学校における働き方改革を一層推進し、こどもたちのよりよい教育環境の充実を目指して、佐野市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画 ～さのエデュケアプラン～（以下、本計画という。）を策定する。

(2) 本市の現状

本市教職員の時間外在校等時間、健康リスク、働きがいに関する現状は以下のとおりとなっている。

① 本市教職員の時間外在校等時間の推移（1箇月の平均時間）

令和2年度から令和6年度までの、本市教職員^{※2}が1箇月当たりに行った時間外在校等時間の平均時間の推移は、以下のとおりである。



○時間外在校等時間は、令和3年度の49時間30分を最長とし、以降減少傾向で、令和6年度には42時間8分となり、7時間22分減少した。

※1 教職員の働きやすさと働きがい：本市では、「文部科学省 令和6年度「学校における働き方改革の推進に係る調査研究」事業報告書～教育委員会が学校と伴走するために～と同様に、働きやすさと働きがいを以下のように仮定する。

○働きやすさ：時間外在校等時間が減少するなど、教職員が働きやすい勤務環境が実現していること

○働きがい：教師の幸福度やWell-being等が高いなど、教職員が働きがいを感じる勤務環境が実現していること

※2 教職員：本計画では県費負担教職員（校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、事務等）とし、市費の教職員（さわやか教育指導員等）は除く。

② 1箇月の時間外在校等時間の状況

令和6年度における本市教職員の1箇月の平均時間外在校等時間の状況は、以下のとおりである。

令和6年度の時間外在校等時間の状況（1箇月の平均）

	時間外在校等時間	月45時間を超える教職員の割合	
		①月45時間を上回る教職員の割合	①のうち月80時間を上回る教職員の割合
小学校	37時間56分	41.7%	5.7%
中学校	49時間07分	45.9%	11.1%
義務教育学校	43時間52分	37.6%	7.1%
全校種平均	42時間08分	42.3%	7.5%

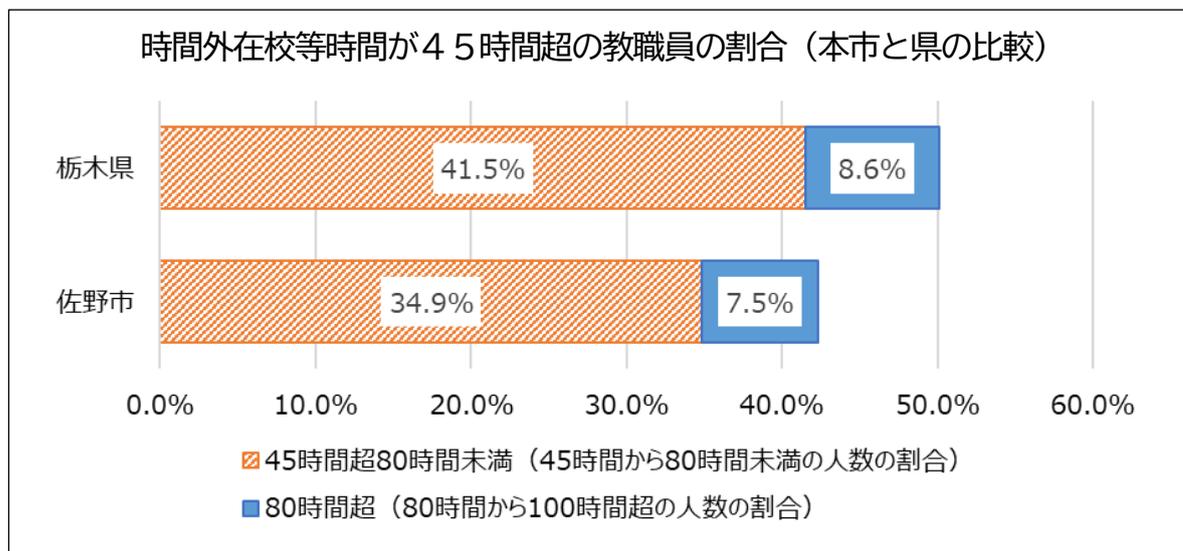
※参考：令和7年3月の教職員数：小学校342人 中学校182人 義務教育学校92人 合計616人

○令和6年度の時間外在校等時間が月45時間を超える教職員の割合は、全校種平均42.3%であり、中学校の教職員が45.9%で最多となっている。

また、月45時間を超える教職員のうち、80時間を超える割合も、中学校の教職員が11.1%で最多となっている。

③ 時間外在校等時間の本市と県の比較

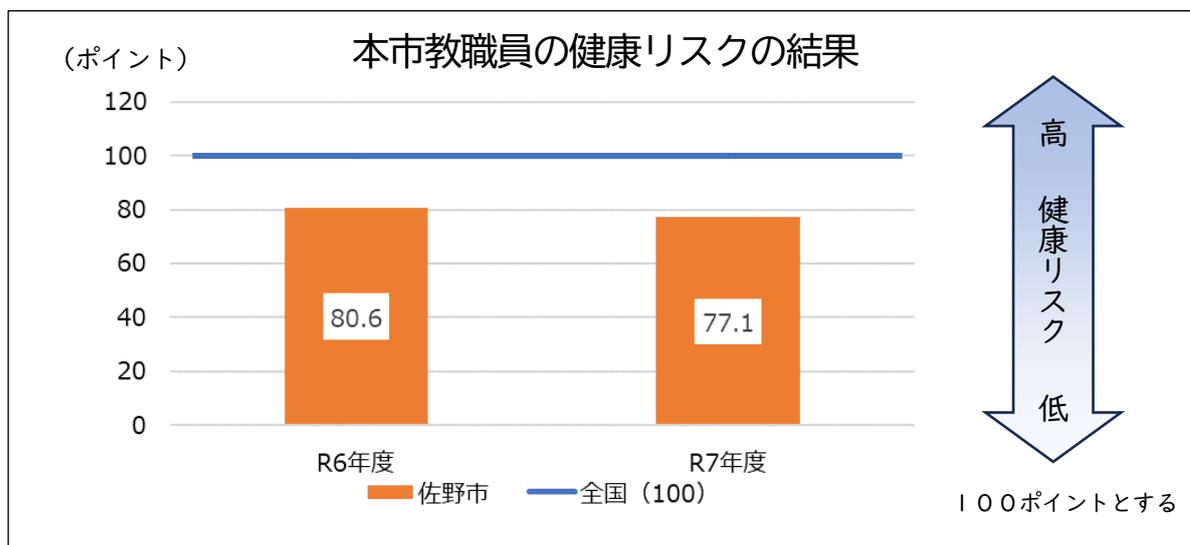
令和6年度の本市教職員と県全体の教職員の時間外在校等時間の比較は、以下のとおりである。



○栃木県の数値は小学校・中学校・高等学校等すべての校種の教職員を含むため、単純には比較できないが、時間外在校等時間が月45時間から月80時間未満の教職員の割合、月80時間を超える教職員の割合とも、県全体の割合を下回っている。

④ 本市教職員の健康リスクの現状

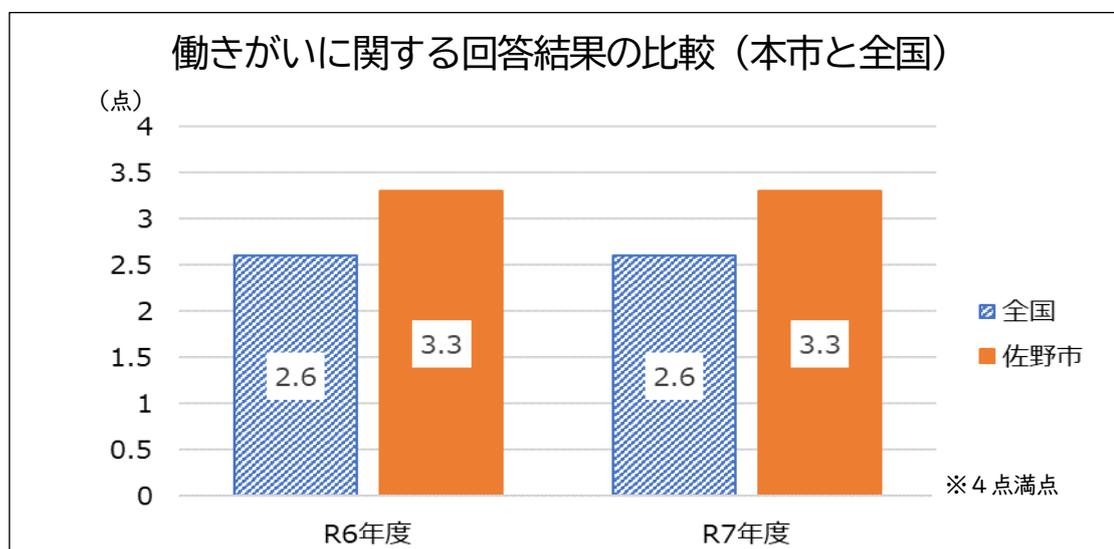
ストレスチェックにおける健康リスクに関する質問内容の回答結果は、以下のとおりである。



○本市教職員の健康リスクの総合ポイントは、全国（100）に対して低くなっていることから、良好な状態にあり、令和7年度は令和6年度に比べて減少している。

⑤ 本市教職員の働きがいについての現状

ストレスチェックにおける働きがいに関する質問内容の回答結果は、以下のとおりである。



○令和6年度、7年度とも全国及び本市の結果は同数値であり、全国に比べ本市は高い数値になっていることから、働きがいを感じている教職員が多い状態となっている。

これまでの本市教職員の現状を踏まえ、給特法第8条に基づき本計画を策定し、今後も継続して学校における働き方改革を推進する。

2 目 標

こどもたちにとって、よりよい教育環境を実現するために、教職員が持続的に健康で、成果を上げることのできる働き方を目指して、以下の目標を設定し取り組む。

(1) 時間外在校等時間に関する目標と取組

教職員が健康を保ち、生き生きと教育活動に取り組むことで、こどもたちの学力向上や心身の成長を促し、教育の質を向上させる。

- ・ 1箇月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%とする。
- ・ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を令和11年度までに30時間程度とする。 【基準値：42時間8分（令和6年度）】
- ・ 教職員の1年間時間外在校等時間を360時間以下とする。

(2) 仕事と生活の調和^{※1}（ワーク・ライフ・バランス）や働きがい等に関する目標と取組

教職員が、児童生徒及び保護者と信頼関係を構築し、それぞれの専門性を発揮することなどにより、生き生きと教育活動に取り組み、働きがいを実感できる。

- ・ ストレスチェック「健康リスク」の総合ポイントを、令和11年度までに75ポイント以内とする。 【基準値：77.1ポイント（令和7年度）】
- ・ ストレスチェック「働きがい」のポイントを3.5（4点満点）とする。 【基準値：3.3ポイント（令和7年度）】

3 計画の期間

計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とする。

ただし、計画策定後においても、社会情勢の変化、国や県の動向等を考慮しながら、必要に応じて本計画や別紙「佐野市の学校における働き方改革の具体的な取組内容」（以下、「具体的な取組内容」という。）を見直すこととする。

※1 仕事と生活の調和：仕事と生活の調和（ライフ・ワーク・バランス）憲章では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。（内閣府「仕事と生活の調和」推進サイトより）

4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容

文部科学省の示す「学校と教師の業務の3分類」は以下のとおりである。

学校と教師の業務の3分類

▶ 教師が教師でなければできない業務に専念できるよう、サービス監督教育委員会は、これらを踏まえて、それぞれの地域における業務の見直しについて、優先的に対応するものから「業務量管理・健康確保措置実施計画」に反映。
 ▶ 学校は、学校運営協議会等での議論を経て、優先順位を定めながら、各校の実情に応じた運用を行う。これらの代表例のほか、地域・学校ごとの議論を踏まえて、業務を不断に見直すことが必要。

まず取り組めること・取り組むべきことは何か、話し合うことが大切です。

学校以外が担うべき業務	教師以外が積極的に参画すべき業務	教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務
<ol style="list-style-type: none"> 1 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等 2 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応 3 学校徴収金の徴収・管理（公会計化等） 4 地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等 5 保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応 <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">※朝の時間帯や下校時間の後に、学校施設で預かり活動を行う必要がある場合は、学校以外の管理体制を構築</p>	<ol style="list-style-type: none"> 6 調査・統計等への回答 学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施 7 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理 学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画 8 ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理 教育委員会と連携を図りながら、事務職員等を中心に実施しつつ、地域の実情に応じて外部委託も積極的に検討 9 学校プールや体育館等の施設・設備の管理 教師は授業等に付随して行う日常点検を担い、外部委託等も積極的に検討 10 校舎の開錠・施錠 副校長・教頭に固定せず、機械警備、役割分担の見直し等を促進 11 児童生徒の休み時間における安全への配慮 地域住民等の支援や、輪番等を促進 12 校内清掃 児童生徒への清掃指導は、地域住民等の支援を得て、回数・範囲の合理化等を促進 13 部活動 部活動の地域展開・地域連携を推進 	<ol style="list-style-type: none"> 14 給食の時間における対応 食に関する指導については、栄養教諭等が対応 15 授業準備 教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進 16 学習評価や成績処理 採点作業のうち補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを中心に実施、自動採点等のデジタル技術の活用を促進 17 学校行事の準備・運営 関係機関との日程調整や物品の準備等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進しつつ、必要に応じて外部委託等も検討 18 進路指導の準備 就職先に関する情報収集等について、事務職員や支援スタッフとの協働を促進 19 支援が必要な児童生徒・家庭への対応 専門スタッフとの協働等を促進

※ 専門スタッフとの協働、デジタル技術の活用や外部委託の促進については、地方公共団体の関係機関が積極的に参画

本市では、この「学校と教師の業務の3分類」（以下、「3分類」という。）を基に、別紙に具体的な取組内容を示し、学校における働き方改革を進める。

以下には、計画期間において、本市で取り組む重点事項を示す。

(1) 3分類に関すること

具体的な取組内容において、本市が重点的に取り組む内容は以下のとおりである。

① 「1 学校以外が担うべき業務」について

< 重点事項 >

○ 3分類② 「放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導された時の対応」について

ア 放課後から夜間等における見回りは、学校以外の主体（地方公共団体、教育委員会、保護者、地域人材等）が中心に行うよう整備

イ 児童生徒が補導された時の対応は、保護者及び学校以外の主体が中心に対応するよう周知

○3分類④「地域学校協働活動の関係者間の連絡調整等」について

ア 地域人材等との連絡調整を地域コーディネーターが中心に行うための取組や対応についての検討

②「2 教師以外が積極的に参画すべき業務」について

<重点事項>

○3分類⑦「学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理」について

ア 教員業務支援員（スクール・サポート・スタッフ）の配置

○3分類⑬「部活動」について

ア 部活動地域展開推進計画の策定・周知

イ 休日部活動の地域クラブ活動への移行の促進

③「3 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」について

<重点事項>

○3分類⑱「支援が必要な児童生徒・家庭への対応」について

ア スクール・カウンセラー、スクール・ソーシャル・ワーカー、スクーリングサポーター、日本語指導ができる日本語教室指導員等の専門的な人材の配置

イ さわやか教育指導員、さわやか健康指導員、特別支援学級支援員等の配置による児童生徒への支援

(2) 学校業務の適正化等に関すること

具体的な取組内容において、本市で重点的に取り組む内容は以下のとおりである。

<重点事項>

○「3 校務の改善・効率化・明確化」⑤ICT等を活用した業務改善について

イ 一斉メール配信システムの整備

エ 留守番電話の設置

(3) 教職員の健康及び福祉の確保に関する取組

教職員の健康及び福祉を確保するため、労働安全衛生法等の規定を遵守するとともに、具体的な取組内容において、本市で重点的に取り組む内容は以下のとおりである。

<重点事項>

○「1 教職員の健康サポートに関する取組」①ストレスチェック・定期健康診断等の実施について

ア ストレスチェックや定期健康診断等の実施

(4) 各学校での取組

学校においては、具体的な取組内容を参考に、各学校で「学校における働き方改革推進プラン」を定め、教職員が担う業務の適正化や教職員の健康及び福祉の確保に関する取組の推進を図る。

5 関連する取組、今後のフォローアップについて

(1) 取組

- ・学校での児童生徒等の支援に当たる福祉等に関する人材の確保に当たり、市教育委員会、市関係部局・関係機関とともに取り組む。
- ・保護者、地域の理解を促進するため、市長部局と連携し、保護者や地域の各自治会等に対して、本計画の内容について周知を行うとともに、具体の項目について協力を得られるよう取り組む。
- ・各学校においては、校長をはじめとした管理職のリーダーシップのもと、学校運営協議会における協議等も踏まえつつ、本計画及び各学校で定める「学校における働き方改革推進プラン」に基づき、学校における働き方改革を実施する。
- ・長期休業（夏休み及び冬休み）の延伸を行い、児童生徒の熱中症対策等の登下校及び在校の環境リスクを軽減するとともに、教員の心身の健康を確保する。
併せて、長期休業の延伸が新たな課題を生じさせないよう、児童生徒の学習意欲の保持及び家庭学習の促進に関する取組を、通常の学校の授業及び指導等において、効率的かつ効果的に実施する。

(2) 周知・啓発

- ・各学校において、学校における働き方改革の取組が進むよう、様々な機会を捉え各学校へ本計画の周知を行うとともに、管理職向けにマネジメント力の向上等に関する啓発を充実させるなど、教育委員会からの支援を強化する。

(3) 実施状況の把握

- ・時間外在校等時間にかかる目標の達成状況については、本市で導入している出退勤管理システムで把握し、その他の目標については、本市で実施しているストレスチェック、県教育委員会で実施しているコンプライアンスチェックの結果等から把握する。

(4) 報告・公表

- ・取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教職員の時間外在校等時間の状況を把握し、毎年度、本市のホームページで市の平均値を公表するとともに、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告する。

6 参考資料

本計画を受け、以下の様式を参考に各学校で計画を作成する。

【様式】

令和 年度 佐野市立 学校

学校における働き方改革推進プラン ～子どもたちにとってよりよい教育環境となるために～

	具体的な取組	取組主体	達成状況	達成・未達成の理由 子ども、教職員、保護者・地域の様子 等
1				
2				

A4用紙1枚程度にまとめる

佐野市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画
～さのエデュケアプラン～ Sano Edu-Care Plan

令和8（2026）年3月

発行 佐野市教育委員会

編集 佐野市教育部教育総務課

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地

TEL 0283-20-3106

FAX 0283-20-3032

E-mail kyoiku@city.sano.lg.jp

URL <https://www.city.sano.lg.jp>

～さのエデュケアプラン～

Sano Edu-Care Plan



さのまる©佐野市